

(4) 柏市

柏市は、平成 17 年 11 月に景観行政団体となっており、市民・事業者・設計者などへの景観意識の浸透、うるおいや美しさの感じられる景観の実現などを目的に、平成 20 年 4 月に「柏市景観計画」が策定されました。

「柏市景観計画」では、「みんなで守り育てたい、緑・水に縁どられた、なつかしくて新しい都市（まち）・柏」が基本理念として定められています。また、景観計画の区域は、市内全域となっており、都市計画法上の用途地域等と連動し、地域区分が行われ、地域ごとに行為の基準が定められています。

(5) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では、景観形成の方向性を示すとともに、市民、事業者及び行政が一体となって鎌ヶ谷らしい魅力のある景観の形成に積極的に取り組んでいくため、平成 24 年 5 月に景観行政団体となり、平成 26 年 3 月に「鎌ヶ谷市景観計画」が策定されました。

「鎌ヶ谷市景観計画」では、市全体での景観づくりを一体的に進めていくために、市全域が景観計画の区域とされています。また、本計画では、「鎌ヶ谷市景観条例」に基づいて指定される景観重点地区の位置、景観形成の方針、行為の制限等が定められています。事業実施想定区域及びその周囲においては、新鎌ヶ谷駅を中心とした商業・業務の中心市街地とその周辺の住宅を含む地域である新鎌ヶ谷地区が景観重点地区として指定されており、景観形成の目標は「人を呼び込み、文化を育む新鎌ヶ谷地区」とされています。

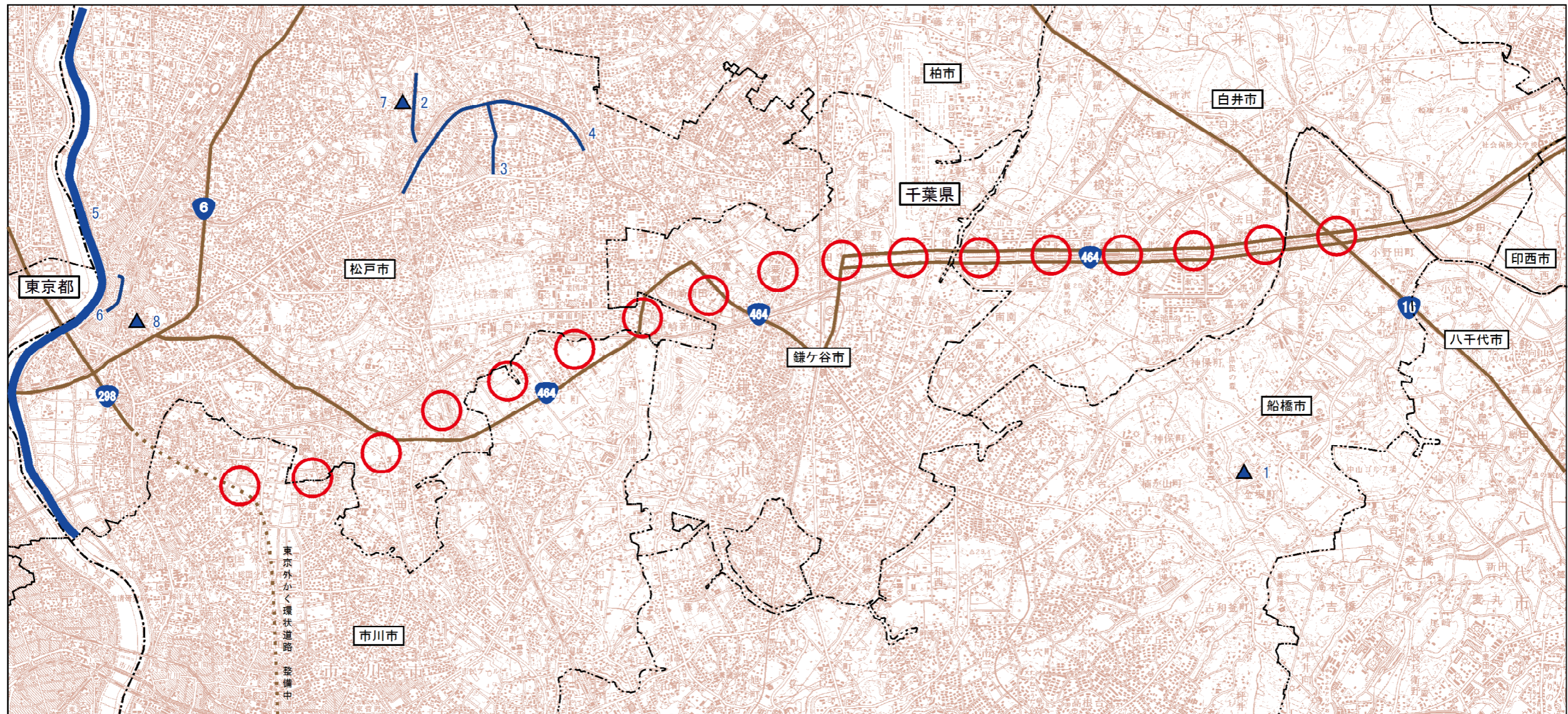
(6) 印西市

印西市では、今後定める印西市景観計画と印西市景観条例の土台となる「印西市景観まちづくり基本計画」が平成 29 年 3 月に策定されました。平成 28 年度以降、景観計画等策定委員会により印西市景観計画の策定が進められています。

表 3.2-37 景観重要建造物及び景観重要公共施設

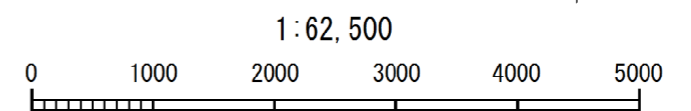
市	番号	名称	種別
船橋市	1	アンデルセン公園の風車	景観重要建造物
松戸市	2	21世紀の森と広場 公園通り (主要幹線1級市道10号の一部)	景観重要道路
	3	常盤平けやき通り (主要幹線1級市道18号他)	景観重要道路
	4	常盤平さくら通り (主要幹線2級市道39号)	景観重要道路
	5	江戸川(「ふれあい松戸川」を含む) (市内 河川区域)	景観重要河川
	6	坂川(春雨橋から小山樋門橋)	景観重要河川
	7	21世紀の森と広場	景観重要公園
	8	戸定が丘歴史公園	景観重要公園

出典：「景観重要建造物の指定について」(更新日：平成28年4月25日 船橋市ホームページ)
「松戸市景観計画」(平成23年3月 松戸市都市整備本部)



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界



出典：「景観重要建造物の指定について」（更新日：平成28年4月25日 船橋市ホームページ）
 「松戸市景観計画」（平成23年3月 松戸市都市整備本部）

図 3.2-17 景観重要建造物及び景観重要公共施設

23) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

歴史まちづくり法は、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援するものです。

事業実施想定区域及びその周囲においては、同法に係る関係自治体はありません。

24) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

「保護林」は、原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野です。事業実施想定区域及びその周囲においては、保護林はありません。

(2) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

事業実施想定区域及びその周囲における市川市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市で条例等により保全林や保護樹木が指定されています。

市川市では、「市川市みどりの基本計画第3次アクションプラン」（平成28年11月）によると、公有地及び社寺林の中で、景観上或いは文化財と一体となって歴史を伝える優れた樹木や樹林について、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、保存樹、保存樹林の指定を推進しています。平成27年度末現在の状況は、保存樹10本、保存樹林4箇所（約1.81ha）が指定されています。

松戸市では、「松戸市緑の条例」（平成12年3月29日条例第20号）により、市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するため、樹林地を保全すべき地区（以下「保全樹林地区」という。）及び保護すべき樹木（以下「保護樹木」という。）が指定されています。平成25年4月1日現在、保全樹林地区は485,788m²、保護樹木は129本となっています。

八千代市では、「八千代市ふるさとの緑を守る条例」（昭和50年4月1日条例第3号）に基づき、一定の条件を満たし、健全かつ樹容が美観上すぐれているものを保存樹木として指定しています。平成28年4月1日現在で81本が指定されています。

鎌ヶ谷市では、「鎌ヶ谷市みどりの条例」（平成5年12月22日条例第24号）に基づいて、保全林14箇所、保存樹木13本が指定されています。樹木が集団で存在する面積が500m²以上あり、郷土的または歴史的特色があつて市の美観風致を維持するために必要があると認められるものが対象とされています。

保存樹木の一覧と位置を表3.2-38及び図3.2-18に示します。

表 3.2-38 保存樹木一覧

市	番号	名称	所在地
市川市	-	保存樹 10 本 クスノキ 8 本 ヒマラヤスギ 1 本 タブノキ 1 本	真間山緑地隣接地
	-	保存樹林 (4箇所 約 1.81ha)	梨風東緑地 (0.67ha) 曾谷緑地等 (0.24ha) 大野第 2 緑地隣接地 (0.30ha) 大町公園隣接地 (0.59ha)
松戸市	-	保護樹木 129 本 保全樹林地区 485,788m ²	-
八千代市	1	サワラ	麦丸字本郷 1336 (日枝神社)
	2	コブシ	
	3	スダジイ	吉橋字八幡前 1195 (八幡神社)
	4	スダジイ	
	5	スダジイ	
	6	スギ	桑橋字宮内 910-2 (熊野神社)
	7	スギ	
	8	アカガシ	
	9	アカガシ	
	10	スダジイ	
	11	スダジイ	桑納字稲荷台 310-2 (薬師堂)
	12	スダジイ	
	13	イチョウ	
	14	エノキ	
	15	イヌシデ	
	16	ツバキ	
	17	イチョウ	
	18	モミノキ	吉橋字前畑 2738
	19	スダジイ	吉橋字東向 2676
	20	オオムラサキツツジ	桑橋字本郷台 780-1
	21	ウメ	
	22	ホソバタイサンボク	
鎌ヶ谷市	23	チャボヒバ	南佐津間 (宝泉院)
	24	アカガシ	鎌ヶ谷 (八幡神社)
	25	クスノキ	鎌ヶ谷 (延命寺)
	26	コブシ	
	27	スダジイ	道野辺 (根頭神社)
	28	アカガシ	
	29	ヤマザクラ	
	30	モチノキ	
	31	ヤブツバキ	中沢 (八幡春日神社)
	32	ムクノキ	
	33	スギ	
	34	イチョウ	中沢 (萬福寺)
	35	ヒヨクヒバ	

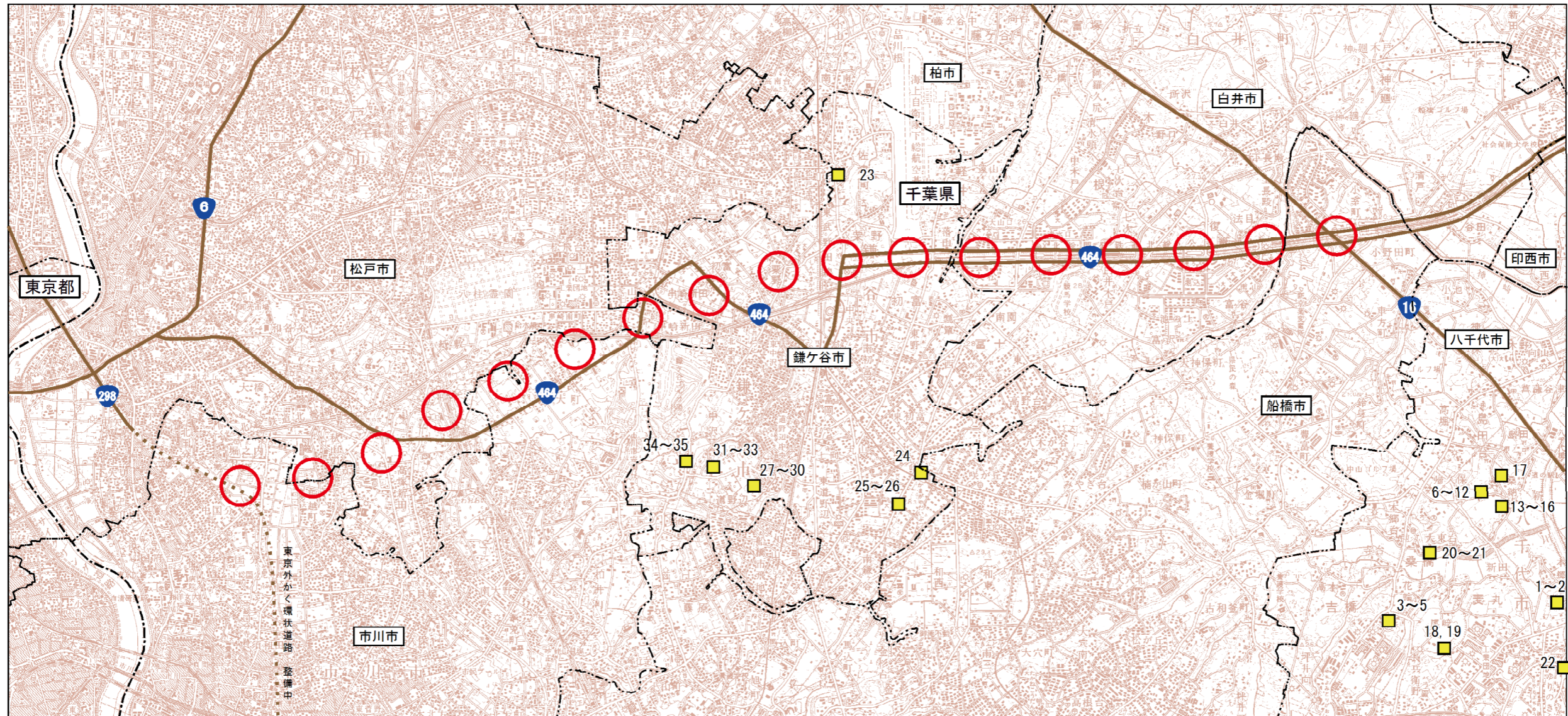
出典：「市川市みどりの基本計画第3次アクションプラン」(平成28年11月 市川市)

「助成制度(保護樹木・保全樹林地区・特別保全樹林地区)」

(更新日：平成25年11月25日 松戸市ホームページ)

「保存樹木一覧表(平成28年4月1日現在)」(平成28年4月1日更新 八千代市ホームページ)

「鎌ヶ谷市景観計画」(平成26年3月20日告示)



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
- - - - -	市区界

■ 保存樹木



1:62,500



出典：「保存樹木一覧表（平成28年4月1日現在）」（平成28年4月1日更新 八千代市ホームページ）

「鎌ヶ谷市景観計画」（平成26年3月20日告示）

図 3.2-18 保存樹木位置

25) その他の指定状況等

(1) 砂防法に基づく砂防指定地の状況

「砂防法」では、豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的に、砂防指定地を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、砂防指定地は存在しません。

(2) 地すべり等防止法による地すべり防止区域の状況

「地すべり等防止法」では、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、これを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止区域を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、地すべり防止区域は存在しません。

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域の状況

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的に、急傾斜危険区域を指定しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、図 3.2-19 に示すとおり、急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

